

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、中讃広域都市計画道路事業について次のとおり公告する。

令和4年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中讃広域都市計画道路事業 3・4・110号 南条町土器線
- 2 施行者の名称
香川県
- 3 事務所の所在地
高松市番町四丁目1番10号
- 4 事業地の所在
収用の部分 香川県丸亀市土器町東6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目地内
使用の部分 なし